

## ～ 国際研修 ～

### 第2回カンボジア法曹養成支援研修

東京地方裁判所判事

(前国際協力部教官)

関根 澄子

#### 1 はじめに

国際協力部では、2007年2月19日から3月2日までの間、カンボジアからの研修員16名に対し、第2回法曹養成支援研修を実施した(研修日程は資料1:日程表、研修員は資料2:研修員名簿のとおり)。

本稿では、この研修の概要を御紹介する。カンボジア法曹養成支援の現状や今後の課題について、御参考になれば幸いである。

#### 2 研修実施の背景

既に本誌でも度々紹介してきたとおり<sup>1</sup>、我が国は、カンボジアからの要請を受け、JICAの技術協力プロジェクトの枠組みの下、2005年11月から、同国の王立司法学院(RAJP)をカウンターパートとして、同学院傘下の王立司法官職養成校(RSJP)の新規裁判官・検察官養成過程における民事裁判教育改善プロジェクトを実施している。

国際協力部は、プロジェクトが正式に開始する以前の準備フェーズの段階から、教官を順次派遣して教材作成やカリキュラム策定等を支援してきたが、2006年2月からは、同プロジェクトの長期専門家(法曹養成アドバイザー)として柴田紀子教官を派遣し、同専門家がRSJPの講義に関する助言指導等の活動を行っている。また、2005年5月には、法曹養成やカンボジアの法律に造けいの深い元・現裁判官、弁護士等をメンバーとするカンボジア法曹養成研究会(日本側研究会)が発足し、現地での活動方針や助言指導の内容等につき検討していく体制が整備された。

このプロジェクトでは、法曹養成のノウハウそのものをカンボジアに移転するため、カンボジア側にRSJP教官やRSJP幹部からなるワーキング・グループを結成し、このワーキング・グループメンバーが主体的に教材作成等の作業を行うことを基本方針とした。ところが、実際にワーキング・グループメンバー(その多くは日本が起草を支援してきた民法・民事訴訟法のカンボジア側起草メンバーでもある。)の作成した教材等には、誤解ないし理解が不十分と思われる点が見られ、彼らが民法・民事訴訟法に基づく実務の在り方を具体的にイメージすることに困難を覚えていることが明らかになった。新しい法律に基づく

<sup>1</sup> 三澤あずみ「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」(ICD NEWS18号1頁)、三澤あずみ、関根澄子、柴田紀子「国際協力部教官座談会・私たちのカンボジア法整備支援」(ICD NEWS25号3頁)、柴田紀子「カンボジアの法曹養成に向けて～民事模擬裁判～」(同号33頁)、木内秀行「カンボジア王国王立司法官職養成校民事模擬裁判に参加しての感想」(同号56頁)

実務を行っていくためには、どのような助言指導を行っていくべきかということが課題として浮上してきた。

また、カンボジアを代表する法律家であるワーキング・グループメンバーは多忙を極めており、RSJPの講義やその準備に費やすことのできる時間が限られているという現実を踏まえ、RAJPに働きかけて教官候補生を7名選び、第4期以降教壇に立つ新しい教官を育成すべく、柴田専門家の着任直後から、これら教官候補生に対する勉強会を行うようになった。

ところで、このプロジェクトでは、民事訴訟法の教材として民事第一審手続を解説するマニュアルを作成してきたが、日本側研究会から、文章で説明するマニュアルだけではなく、模擬記録も必要であるとの助言を受けたこともあり、手続を理解するのに資する簡単な模擬記録を作成することとなった。しかし、上記のとおり、ワーキング・グループメンバーは多忙で、模擬記録作成作業を行うことは困難であったことから、上記の教官候補生7名に、弁護士5名、司法省の職員5名を加えた17名からなる模擬記録作成チームを新たに結成した。このメンバーは、従前からのワーキング・グループとは異なり、民法・民事訴訟法についてほとんど知識もないことから、模擬記録作成作業を通じて新法を学習していく必要があり、柴田専門家を中心にインプットを行いながら作業を進めることとなった（なお、このチームで作成する模擬記録の位置づけは基本的にはRSJPの教材であり、これが直ちにカンボジアにおける各種書式として承認されるとは限らない。しかし、他に書式を作成できる者はいないという現状からすると、ここで作成されるものが各種書式の原案として影響力を持つことが予想される。）。

このように、このプロジェクトでは、模擬記録の作成と、その作成チームメンバーに対する新法のインプットが大きなウェイトを占めるようになってきており、第2回法曹養成支援研修は、このような実情に対応する形で実施されることとなった。

### 3 第2回法曹養成支援研修までの活動

カンボジアの法曹が、カンボジア民事訴訟法を理解し、これにのっとった実務を実践していくためには、カンボジア民事訴訟法の採用した当事者主義の理論を学ぶことに加えて、実際の手続を模擬体験するなどの方法を通じて、従前の手続との違いを具体的にイメージすることが必要と考えられた。そこで、模擬記録作成チームのメンバーに、簡単な事例に基づき、訴えの提起から判決言渡しまでの手続を模擬体験させ、かつ、その過程で作成される書面を模擬記録の原案にするという、一石二鳥をねらった活動をしていくこととなった。そこで、まずカンボジア側に事例を与えて訴状を作成させ、第2回法曹養成研修では、弁論準備手続のロールプレイをさせて、その手続調書を作成させることとした<sup>2</sup>。

事例は、カンボジアの実際の貸金返還請求事件の記録を参考に、日本側が、原告の言い分と被告の言い分をまとめたものを作成した（資料3）。2006年8月に、現地セミナ

<sup>2</sup> カンボジア民事訴訟法では、訴えが提起されたときは速やかに弁論準備手続の期日を指定しなければならないとされており（80条1項）、必ず弁論準備手続を行う構造になっている。

の一環として、日本側から、カンボジア民事訴訟法の規定する訴状の記載事項等についての講義を実施し、同年10月、模擬記録作成チームに「原告の言い分」を渡し、訴状案を作成させた。具体的には、模擬記録作成チームを3グループに分け、グループごとに訴状案を作成させた。これらの訴状案のうち、2つは、カンボジアの従前の様式にのっとっており、1つは日本式を模したものであったが、いずれも、請求レベルと主張レベルについて混乱していた。日本側からは、JICA-netを通じて問題点を指摘するとともに、参考訴状案を示し、カンボジア側において、民事訴訟法の適用開始後の訴状の様式をどのようにしていくべきかを検討してもらい、研修までに訴状の改訂案を提出してもらうこととした。カンボジア側からは、日本式の訴状は本人訴訟の場合に本人が作成することは困難ではないかとの意見も出たが、最終的には、模擬記録の訴状としては、日本の様式に類する形にしたいとの意向であった。

また、模擬記録作成チームのメンバーは、民事訴訟法について体系的に学習する機会がなく、断片的な知識しかないことから、本邦研修の効果を上げるため、このJICA-netセミナーの際に、民事訴訟法の基本原則や訴えの提起から口頭弁論までの手続の流れについて、日本側から講義を行った。

その後「被告の言い分」についても示し、答弁の案を検討させた。ただ、時間的制約もあり、答弁書を準備させることまでではできなかった。

以上の準備を踏まえて、本邦研修に臨んだ。

#### 4 第2回法曹養成支援研修の概要

##### (1) ロールプレイの前提条件

今回の研修のメインは、研修員による弁論準備手続のロールプレイである。なお、当初は、この研修において、弁論準備手続だけではなく、その後の第1回口頭弁論期日における弁論準備手続の結果陳述等も、模擬体験させることを予定していたが、研修員が消化不良を起こすことが懸念されたため、研修の開始後、急きょ、弁論準備手続のみに絞ることに変更した。3つのグループに分けた研修員を、それぞれ原告代理人役、被告代理人役、裁判官役とし、冒頭の和解勧告から、弁論準備手続終了までの手続を行うこととした。期日の回数制限はなく、争点が整理されるまで手続を行うこととし、必要に応じて期日を続行し、期日間に追加の準備を行うこととした。原告、被告双方の本人は、日本側が担当することとした。

手続調書については、各グループがそれぞれ案を作成することとした。

##### (2) 事前講義等

今回の研修員は、その多くが来日が初めてであったことから、研修の最初の2日間は、日本の司法制度概要についての説明を行ったほか、大阪地方裁判所において、口頭弁論期日（証拠調べ）及び弁論準備手続期日を傍聴した。傍聴の際には逐語的通訳はできなかったものの、裁判官の御協力により、期日終了後、直ちにどのような手続を行ったのか御説明いただき、さらに研修員からの質疑のため時間をとっていただいたことから、

研修員にとって、実際の手続をイメージするよい契機となった。

3日目と4日目午前は、弁論準備手続のロールプレイに向けてのインプットを行った。

まず、原告・被告の言い分がどのような構造になっているのかについて、説明を行った。具体的には、設例の原告の言い分について、訴訟物は何か、どのような事実により特定されているか、すなわち、訴状の必要的記載事項とされる「請求を特定するのに必要な事実」（民事訴訟法 75 条 2 項 2 号）は何か、また、任意的記載事項とされる「請求を理由づける事実」（同条 3 項）は何かを検討した上で、請求を理由付ける事実について、相手方が認める場合と否認する場合とに分けて手続がどうなるかを検討した。被告の言い分については、原告の主張する事実を認めるのか否認するのか、抗弁事実の主張があるのかを検討した。そして、抗弁事実についても、相手方が認める場合と否認する場合に分けてどうなるかを検討し、否認した場合、どのようにして立証するのか、直接証拠はあるのか、抗弁事実を推認させる間接事実はあるのか、さらに、間接事実があるとすれば、その事実について、相手方が認めるのか否か、証拠があるのか否かが問題となることを説明した。

次に、弁論準備手続の進行手順について、設例を基に具体的な説明を行った。

さらに、弁論準備手続調書について、法律上の記載事項（民事訴訟法 111 条）は何か、設例ではどのような内容を記載することになるかを説明した。

### （3）ロールプレイ事前準備

以上の説明を踏まえて、4日目午後は、研修員がそれぞれの役ごとに、ロールプレイに向けた準備を行った。

原告代理人役、被告代理人役の研修員は、それぞれ自分の主張すべき内容を検討した後、原告本人役、被告本人役に事実関係を確認した。設例では、原告が一部弁済の抗弁を否認することとし、この事実の存在を推認させる間接事実として、被告が弁済日に一部弁済額である 6,000 ドルを調達している事実や、原告が弁済日の後、約 5,000 ドルの中古車を購入している事実を想定していたところ、原告代理人役、被告代理人役は、それぞれの本人役に一部弁済の詳細な状況や証拠の有無について聴取した。その結果を踏まえて、証拠申請書、尋問事項書を作成した。

裁判官役の研修員は、手続を主宰するに当たってのシナリオを作った。また、手続調書をスムーズに作成できるよう、ひな型を準備した。

### （4）弁論準備手続のロールプレイ

#### 第 1 回弁論準備手続期日

まず、冒頭に、裁判官役が原告代理人役に対し、和解の意思があるかを確認し<sup>3</sup>（正確には、訴えを取り下げる意思があるかと確認していた。）、原告代理人役が訴えを取り下げるつもりはないと答えた。被告代理人役に対しては、何も聞かなかった。

<sup>3</sup> カンボジア民事訴訟法では、弁論準備手続において、裁判所は、相当でないと認める場合を除き、まず和解を試みなければならないとされている（104 条）。

次に、裁判官役が原告代理人役に対し、どのような判決が欲しいのか説明するよう促し、原告代理人役は、請求内容を述べ、次に、請求原因事実を述べた。裁判官役は、契約書があるかと尋ね、原告代理人役はあると答えた。

裁判官役は、被告代理人役に対し、請求についてどう思うかと尋ね、被告代理人役は、8,000ドルの借入れの事実は認めるが、6,000ドルは弁済しており、その支払原資の証拠がある、また残額については免除を受けた旨述べた。

裁判官役は、被告代理人役に、証拠の有無を確認し、被告代理人役は、書証、人証の双方を申請した。すると、裁判官役は、採否を留保したまま、争点は弁済の有無であり、双方代理人に対し、次回期日に書面を出してほしいと述べ、期日を続行する旨を述べた。これに対し、原告代理人役が、反論があると述べ、原告は6,000ドルを受け取っていないと述べた。そこで被告代理人役は、原告が弁済金で車を購入したとの間接事実を主張し、原告代理人役は、原告には別途購入資金があった旨を主張した。しかし、裁判官役は、この点については何も述べず、再度、本件の争点は弁済の有無であると述べ、次回期日の指定に移った。次回期日までに双方代理人がどのような準備をすべきかという指示はなされなかった。

#### 期日間準備

第1回弁論準備手続期日では、被告の一部弁済の抗弁を推認させる間接事実として、弁済の直後に原告が車を購入したという事実の主張が一応なされた。そこで、第2回弁論準備手続期日に向け、原告代理人役は、原告本人役に対し、車の購入原資は別にあるのではないかと確認していた。他方、被告代理人役は、原告の車購入の原資が弁済金であることを裏付けるための証拠を再検討した。原告に車を売った中古車販売業者を証人申請し、原告が車を購入するときに支払った紙幣の種類を調べたいとの意見も出た。

裁判官役は、第2回期日の進行手順を検討した。

#### 第2回弁論準備手続期日

裁判官役が、冒頭、これまでに申出がされた証人全員を採用し、原告が申請している証拠を採用すると述べた。そして、本件の争点は、6,000ドルの弁済の有無、残額免除の有無、2006年6月1日に被告が原告に対し、4,000ドルの追加融資を申し出たか否かの3点であると述べた。

これに対し、原告代理人役が、は独立の争点ではないから争点から外してほしいと発言し、被告代理人役は、も争点であると述べ、が争点か否かという論争になってしまった。その中で、本件では車の購入資金についても争いがあることを指摘した研修員もいたが、争点との関係はうまく整理できなかった。議論の收拾がつかなくなったため、期日を続行することとした。

#### 中間フォローと期日間準備

日本側から、本件の主張立証の構造、主要事実と間接事実の関係について改めて説明し、本件において、一部弁済の存在を推認させる事実、不存在を推認させる事実として、

それぞれどのようなものがあるかを検討したところ，研修員からは，おおむね，本件の間接事実として想定されている事実が指摘された。主要事実レベルでどの点に争いがあるのか，間接事実レベルではどの点に争いがあるのかを検討する必要があることを説明し，各グループで，何が争点かを再検討した。

#### 第3回弁論準備手続期日

第3回弁論準備手続期日では，冒頭，裁判官役が，本件の争点を確認しようとして，日本側からの中間フォローの際の議論で出てきた間接事実を整理した（もっとも，これまでにいずれの当事者からも主張されていない事実もあった。）。その上で，争点の確認を行い，一部弁済の事実と免除の事実の2点が争点であるということになった。

弁論準備手続を終結することとなったが，人証で調べるべき事実が何かの確認はなされなかった。

#### (5) 答弁書・準備書面の起案と弁論準備手続調書の作成

以上の弁論準備手続ロールプレイについて，各グループに期日調書を作成させたが，結局，逐語的な手控えがほとんどそのままの形で出てきた。このようなものを作ったのは，どのようなことを記載するのかわからないからであるとのことであった。

また，ロールプレイの中で，原告・被告双方の主張内容が明らかとなったことから，それぞれの主張内容を記載した答弁書と原告第一準備書面を各グループに起案させた。すると，なぜか，原告の第一準備書面が「原告の答弁書」というタイトルになっており，「請求の趣旨に対する答弁」として，「原告の請求を認めるとの判決を求める」あるいは「被告の請求を棄却するととの判決を求める」などと書かれていた。後に尋ねたところ，原告と被告の双方が最初に作成する準備書面をいずれも答弁書という誤解していたようであった。とはいえ，日本の書式（研修員は，日本の司法研修所で用いられている「民事第一審手続解説」及び2005年6月に現地で実施した模擬裁判の際に用いた司法研修所教材のクメール語訳されたものを持っている。）を見て，これを模倣しながら起案を試みたこと自体は進歩であろう。

#### (6) ロールプレイ以外

日本側研究会の委員である礪川剛志弁護士が，ロールプレイの指導に当たったほか，被告代理人としてすべきことについて，講義を行った<sup>4</sup>。

また，従前よりカンボジア側から質問されることの多かった，訴訟費用と事件の自動的配てんのやり方について，説明した。これらの事項は，本年7月から民事訴訟法が適用されるとすぐに直面する問題であり，カンボジア側は相当懸念しているようであった。民事訴訟法の適用開始に向けて，当事者主義の理解という本質的な問題だけではなく，事務的な事項についても，検討・準備が必要であることを痛感した。

<sup>4</sup> これは，2006年8月の現地セミナーの際に礪川弁護士が行った原告代理人としてすべきことについての講義と対をなすものである。

## 5 分析と検討

ロールプレイについて、研修員からは、ロールプレイをやって初めて自分のわかっている点、わからない点に気付いた、文字で読むだけでは理解できなかったことが自分で体験してみて理解できたなどと、非常に肯定的な感想が寄せられた。

研修員にとって、新しい民事訴訟法で導入された弁論準備手続を初めて経験する機会であり、当然のことながら、完ぺきにはできなかった。しかし、一部弁済と免除の抗弁が主要事実レベルの争点となることについては、おおむね理解されていた上、一部弁済の抗弁を推認させる間接事実についても、一応の主張立証が試みられており、大筋では、この模擬ケースにおいて何が問題とされるのかをとらえていたと思われる。ひいき目もあるが、初めての経験としては、随分健闘したといえよう。

もっとも、研修員の理解が不十分な点や今回の研修では解決できなかったことも多くあった。問題点として、以下の事項を指摘できよう。

- ・ 事実の主張があいまいだった。被告代理人役は、第1回弁論準備手続期日において、一部弁済の間接事実である弁済資金調達の事実についてきちんと主張しないまま、資金を銀行から出金したことの証拠である銀行通帳等を提出したり、同じく間接事実である弁済直後に原告が車を購入した事実についても主張していないのに、車の写真を証拠として出そうとするなどしていた。
- ・ 認否の確認があいまいだった。特に間接事実については認否の確認がきちんと行われなかった。
- ・ 証拠の採否等の手続が明りょうに行われなかった。
- ・ 裁判官役は、次回期日までに当事者がどのような準備をすべきかを指示するなどせず、漫然と期日を続行していた。
- ・ 双方代理人役は、いずれも証拠申出書を作成していたが、書証と人証を一括して最初から請求していた。書証については早期に申出・取調べをすべき一方、人証により立証すべき事項は争点を詰めてから検討するということが理解されていなかった。
- ・ 主要事実レベルの争点については、三者間で認識に齟齬はなく、間接事実レベルの争点をどうするかを検討しなくてはならなかったのに、間接事実レベルの議論が十分できなかった。
- ・ 争点整理終結時には、人証により立証すべき事実を確認しなくてはならなかったのに、なされなかった。

総じて、弁論準備手続においては、事実を主張し、その事実についての争いの有無を確認することが必要であることや、争いのある事実を認定するために間接事実が問題となること、間接事実の存否について争いのある場合には、その存否が争点となること、争点について人証調べを要するか、人証によって具体的に何を立証するのかを考える必要があること、最後に人証により立証する事項を確認する必要があることといった、弁論準備手続の大きな流れについてイメージを持ってないまま、「争点」を整理するというフレーズが一人歩きしていたように思われる。これまでは職権主義の下、当事者が事実を主張するとい

う経験がなかったのであるから、最初から正しくできないのは当然であろう<sup>5</sup>。研修員も、うまくできなかったという実感を持ったようである。この「うまくできなかった」という経験を踏まえ、日本側の示す模範演技を見たり、再度ロールプレイに挑戦するなどして、次のステップにつなげることができれば、理解が向上することが期待される<sup>6</sup>。

また、今回、答弁書や準備書面については、記載すべき内容について理解が進んだため、一応のものを起案することができたのに対し、弁論準備手続調書は逐語的速記録になってしまった。これについても、模範演技等を通じてあるべき手続の姿を理解させるとともに、その手続をどのように記録するのかについても、見本を示すなどする必要があるだろう。もっとも、どのような「見本」を示すべきなのかは、難しい問題である。日本で長年にわたる実務上の工夫を反映させてできあがってきた日本の調書を、事情の異なるカンボジア側に示しても、そのままでは使えないと思われるからである。手続についての理解促進と並行して、書式についても、カンボジア側と議論を深めていく必要がある。このように、カンボジア側が手続を理解しながら書式を検討するというやり方は、どうしても時間がかかるが、新しい民事訴訟法に基づく実務が真に定着するためには、必要なプロセスだと思われる。

今後は、本年7月から民事訴訟法適用が始まることに向け、口頭弁論のロールプレイを早期に実施することが予定されている。カンボジアにおいて民事訴訟法に基づいた裁判が実現していくためには、まだまだ課題が多いが、今回の本邦研修を通じて、少しずつ前進



していることが感じられた。これまでの起草メンバーだけではなく、優秀で意欲的な若手が台頭しつつあること自体も、大きな進展といえよう。

カンボジアにおける民事訴訟法及びこれから成立する民法の普及・定着と、その担い手となる法曹養成が、今後発展していくことを大いに期待する次第である。

(第2回カンボジア法曹養成支援研修風景(法務総合研究所国際協力部))

<sup>5</sup> もっとも、もう少しうまくできるよう、日本側から誘導すべきところもあったかもしれない。

<sup>6</sup> 本年5月2日に日本側からJICA-netを通じて模範演技を示し、翌3日に、今回の研修員が再度のロールプレイを行った。

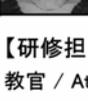
## 第2回 カンボジア法曹養成支援研修日程表案

[主任教官:小林教官, 関根教官 事務担当:西林主任専門官, 尾世専門官]

研修実施場所: 法務省法務総合研究所国際協力部

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 / 月 19		JICAオリエンテーション JICA大阪	オリエンテーション(13:30～) 国際協力部教官 小林俊彦 OSIC(セミナールーム13)	
2 / 火 20		日本の司法制度の概要 国際協力部教官 小林 俊彦 4FSR	国際協力部長 あいさつ 11:30～ 4FSR 部内 見学 11:45～ 法廷傍聴 大阪地方裁判所	
2 / 水 21		原告、被告の言い分整理、認否の確認(訴状とReplyに基づく検討) 国際協力部教官 関根澄子 4F教室(0406)	弁論準備手続の流れ・調書記載事項の説明 国際協力部教官 関根澄子 4F教室(0406)	
2 / 木 22		研修員作業(立証方法の検討、手続の流れの確認)	4F教室(0406)	
2 / 金 23		第1回弁論準備手続、調書作成 研修員 4F教室(0406)	講評・質疑応答(又は第2回弁論準備手続) 進行:国際協力部教官 小林俊彦 4F教室(0406)	
2 / 土 24		休み		
2 / 日 25		休み		
2 / 月 26		口頭弁論手続の流れ、研修員作業(弁論準備の結果陳述の検討) 国際協力部教官 関根澄子 4F教室(0406)	講義(被告代理人の役割) 弁護士 磯川剛志 4F教室(0406)	
2 / 火 27		第1回口頭弁論、調書作成 研修員 4F教室(0406)	講評・質疑応答(訴訟活動中心) 進行:国際協力部教官 小林俊彦 4F教室(0406)	
2 / 水 28		講評・質疑応答(調書中心) 進行:国際協力部教官 小林俊彦 4F教室(0406)	今後作成すべき記録についての検討 研修員 国際協力部教官 関根澄子 4F教室(0406)	
3 / 木 1		総括質疑、重要事項の復習、今後の作業手順の確認 研修員 進行:国際協力部教官 小林俊彦 4F教室(0406)		
3 / 金 2		評価会・閉講式 OSIC(評価会:セミナールーム14) (閉講式:セミナールーム13)	資料整理等	
3 / 土 3		帰国		

## 第2回カンボジア法曹養成支援研修 研修員

1		イン・ヴァンビボル Mr. IN Vanvibol Judge, Kampong Chhnang Court コンボンチュナン州裁判所判事	37 歳
2		チャン・シナ Ms. CHAING Sinath Judge, Municipal Court of Phnom Penh プノンペン市裁判所判事	30 歳
3		セム・サコラ Ms. SEM Sakola Judge, Kandal Provincial Court カンダル州裁判所判事	30 歳
4		ユー・ブンナー Mr. YOU Bunna Judge, Kandal Provincial Court カンダル州裁判所判事	26 歳
5		タン・スンライ Mr. TAING Sunlay Judge, Court of Sihanouk Ville シアヌークビル市裁判所判事	35 歳
6		プラン・サムナン Mr. PLANG Samnang Judge, Sihanouk ville court シアヌークビル市裁判所判事	27 歳
7		セン・ニエン Mr. SENG Neang Judge, Kampot Provincial Court カンポット州裁判所判事	31 歳
8		サー・プムラー Mr. SAR Phoumra Vice Chief of Civil Department, Ministry of Justice 司法省民事局次長	35 歳
9		カエウ・セター Mr. KEO SETHA Vice chief Civil Department, Ministry of Justice 司法省民事局次長	33 歳
10		パン・チャンリー Ms. PHAN Chanly Chief of Asian Affairs Office, Ministry of Justice 司法省アジア部門担当部門長	29 歳
11		セン・プティ Mr. SENG Puthy Secretary to H.E.H.Y Sophea Secretary of State, Ministry of Justice 司法省ヒー・ソピア次官秘書	24 歳
12		イム・サリー Mr. YIM Sary Director of the legal clinic, The center for Lawyers Training and Legal Professional Improvement 弁護士養成校・法律クリニック長	32 歳
13		イッ・ブーム Mr. ITH Phum Lawyer, Legal Aid of Cambodia 弁護士(カンボジア法律援助会)	32 歳
14		ヌオン・ソツチェア Ms. NUON Sokchea Lawyer, Community Legal Education Center (CLEC) 弁護士(法律教育センター)	25 歳
15		セン・ソキム Mr. SENG Sokhim Lawyer, Community Legal Education Center (CLEC) 弁護士(法律教育センター)	36 歳
16		イッ・メアトゥラ Ms. ITH Mathoura Lawyer, Community Legal Education Center (CLEC) 弁護士(法律教育センター)	26 歳

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Attorney 小林 俊彦 (Toshihiko KOBAYASHI), 教官 / Attorney 関根 澄子 (Sumiko SEKINE)

主任国際協力専門官 / Administrative Staff 西林 秀隆 (Hidetaka NISHIBAYASHI), 国際協力専門官 / Administrative Staff 尾世 智浩 (Tomohiro OSE)

## 1 原告（A）の言い分

私とBとは長年の友人です。

私は、2004年の4月ころ、Bから、自宅を改築したいと思っているが、お金がないと相談されました。私がどのくらい必要なのかと聞くと、8,000ドルというのです。そして、返済は、すぐにはお金ができないので、2年後にしてほしいと頼まれました。

私は、そのころ商売がうまくいっていたので、まとまったお金は持っていました。Bは、私に結婚式の費用として1,000ドルを貸してくれたことがありました。そこで、私は恩義もあり、友人であるBを助けてあげたいと考えて、お金を貸すことにしました。ただ、金額が大きく、返済も2年後とちょっと先だったので、利息と万が一期日に支払えなかったときの遅延利息を払ってほしいと言いました。Bはそれでいいからとにかくお金を貸してほしいと言いました。

そこで、私はBに対し、2004年6月1日、8,000ドルを、返済期日2006年6月1日、利息を年10パーセント、遅延利息を年20パーセントという約束で貸すこととし、私とBの双方が契約書にちゃんとサインもして、Bに8,000ドルを渡しました。

ところが、Bは2006年6月1日の夕方に私の家には来たのですが、お父さんが病気になったなどあれこれ言い訳をします。

私はお金を返してくれるよう求めましたが、Bは、もうすぐまとまったお金が入るので、もう少し待ってほしい、俺とお前の仲じゃないか、などと言って、一銭も払ってくれないのです。それどころか、お前は金持ちなのだから、4,000ドル追加で貸してほしいなどと、言うのです。

Bがこのような不誠実な男であることを見抜けなかった私も愚かでしたが、借りたお金を返さないBを許すことはできません。お金は返してもらいたいですし、約束した利息や遅延利息も全額ちゃんともらわなくては、気が済みません。Bは最初からお金を踏み倒すつもりだったのではないのでしょうか。私を馬鹿にしたBを懲らしめたい気持ちでいっぱいです。

## 2 被告（B）の言い分

私が、友人のAから、2004年6月1日に、8,000ドルを借りたことは間違いありません。借りたお金で自宅を改装しました。利息や遅延利息については、利率が高いので、本当は嫌でしたが、あの時はどうしてもお金が必要だったので、嫌とはいえませんでした。

私は、返済期日の2006年6月1日の夕方、Aの家に行って、6,000ドルを返済しています。本当は全額支払いをしようと思って、生活費を切り詰めてお金を作り、銀行に預けていたのですが、今年の3月が過ぎたころに父親が病気になったのです。父の病気は難病で、有名な祈祷師に祈祷をしてもらっても治らず、今年5月に外国で手術を受けることになったのです。手術や渡航の費用が必要となったので、そのころ預金を引き出し、5,000ドル使ってしまった。6月1日には、残りの預金は5,000ドルで、親戚から何とか1,000ドル借りることができましたが、6,000ドルしか払えなかったのです。Aは、全額支払うまでは領収証は出さないと言って、6,000ドルを受け取ったとの領収証をくれませんでした。

2006年6月上旬ころからAの息子が、トヨタカムリを乗り回すようになりました。中古のカムリは大体4,000ドルから5,000ドルくらいしますから、私が返したお金でその車を買ったのではないのでしょうか。

残額については、父の病気のこともあるが、どうしても払うことができませんでした。そこで、私は、事情を察してほしいと頼んだところ、Aはわかったから残りはもういいと言ってくれたのです。このことは、その場にいた私の妻も聞いていました。

ところが、Aは、7月ころから毎日のように私の家に押しかけてきて、金返せ、うそつき、泥棒などとわめいたり、家のドアを蹴ったりするのです。いったい、Aはどういうつもりなのでしょう。